

議案第 1 1 号

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 8 月 5 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市勤労者総合福祉センターの使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため、君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 5 年君津市条例第 2 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 15 年君津市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「使用料の徴収等」を「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第 11 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「別表に定める使用料を納付しなければならない」を「指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 12 条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第 12 条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第 13 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「納付された使用料」を「支払われた利用料金」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表中「第 11 条」を「第 11 条第 2 項」に改め、同表 1 専用使用の表備考 1 中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考 2 中「使用料は徴収しないものとする」を「利用料金は無料とする」に改め、別表 2 個人使用の表備考 1 中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考 3 中「使用料は徴収しないものとする」を「利用料金は無料とする」に改め、同表備考 4 中「使用料」を「利用料金」に改め、「1,540 円」の次に「を上限」を加え、同表備考 5 中「使用料」を「利用料金」に改め、「410 円」の次に「を上限」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(指定管理者が行う業務の範囲) 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 省略 (2) 勤労者センターの<u>使用に係る料金</u>（以下「<u>利用料金</u>」という。）に関する業務 (3)～(5) 省略 <u>(利用料金)</u> 第11条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。</u> <u>2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u> <u>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> <u>(利用料金の減免)</u> 第12条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、<u>利用料金を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(利用料金の還付)</u> 第13条 既に<u>支払われた利用料金</u>は、還付しない。<u>ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> 別表（第11条第2項） 1 専用使用 表 省略	(指定管理者が行う業務の範囲) 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 省略 (2) 勤労者センターの<u>使用料の徴収等</u> に関する業務 (3)～(5) 省略 <u>(使用料)</u> 第11条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>別表に定める使用料を納付しなければならない</u>。 <u>い</u>。 <u>(使用料の免除)</u> 第12条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、<u>使用料を免除することができる。</u> <u>(使用料)の還付)</u> 第13条 既に<u>納付された使用料</u> は、還付しない。<u>ただし、災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> 別表（第11条 <u> </u>） 1 専用使用 表 省略

備考

- 1 本市に住所を有していない者、市内に存する事業所等に勤務していない者及び市内に存する学校に在学していない者又は市内に本社、支社、営業所等がない法人等が使用する場合の利用料金は、2割増しとする。
- 2 フィットネススタジオを使用する者が、当該施設を使用する日において個人使用の表に掲げるサウナルームを使用するときは、サウナルームの利用料金は無料とする。

2 個人使用

表 省略

備考

- 1 本市に住所を有していない者、市内に存する事業所等に勤務していない者及び市内に存する学校に在学していない者の利用料金は、2割増しとする。
- 2 省略
- 3 フィットネススタジオ又はトレーニングルームを使用する者が、当該施設を使用する日においてサウナルームを使用するときは、サウナルームの利用料金は無料とする。
- 4 公益財団法人体力づくり指導協会（以下「体力づくり指導協会」という。）が運営するスポーツプラザの総合会員として登録している者が、勤労者センターに併設するスポーツプラザの施設とフィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームを併用して使用するときの利用料金は、フィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームの利用料金にかかわらず、月額1, 540円を上限とする。
- 5 体力づくり指導協会が運営するスポーツプラザの法人会員と

備考

- 1 本市に住所を有していない者、市内に存する事業所等に勤務していない者及び市内に存する学校に在学していない者又は市内に本社、支社、営業所等がない法人等が使用する場合の使用料は、2割増しとする。
- 2 フィットネススタジオを使用する者が、当該施設を使用する日において個人使用の表に掲げるサウナルームを使用するときは、サウナルームの使用料は徴収しないものとする。

2 個人使用

表 省略

備考

- 1 本市に住所を有していない者、市内に存する事業所等に勤務していない者及び市内に存する学校に在学していない者の使用料は、2割増しとする。
- 2 省略
- 3 フィットネススタジオ又はトレーニングルームを使用する者が、当該施設を使用する日においてサウナルームを使用するときは、サウナルームの使用料は徴収しないものとする。
- 4 公益財団法人体力づくり指導協会（以下「体力づくり指導協会」という。）が運営するスポーツプラザの総合会員として登録している者が、勤労者センターに併設するスポーツプラザの施設とフィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームを併用して使用するときの使用料は、フィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームの使用料にかかわらず、月額1, 540円とする。
- 5 体力づくり指導協会が運営するスポーツプラザの法人会員と

して登録しているものに対し体力づくり指導協会が発行する利用券を使用して、勤労者センターに併設するスポーツプラザの施設とトレーニングルームを併用して使用する者の利用料金は、トレーニングルームの利用料金にかかわらず、410円を上限とする。

して登録しているものに対し体力づくり指導協会が発行する利用券を使用して、勤労者センターに併設するスポーツプラザの施設とトレーニングルームを併用して使用する者の使用料は、トレーニングルームの使用料にかかわらず、410円____とする。